

重要事項説明書（介護）

指定訪問看護サービス事業所

訪問看護ステーションあんしん

介護訪問看護重要事説明書

事業所の目的

訪問看護ステーションあんしんは要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要性を認めた高齢者に対し、指定訪問看護を提供いたします。

《運営の方針》

- (1) 事業所の訪問看護師は要介護者の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援させていただきます。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

《職員の職種、員数及び職務内容》

指定訪問看護に従事する訪問看護師等の職種、員数及び職務内容は次のとおりといたします。

管理者 1名 看護師（准看護師含む） 2名以上

訪問看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、主治医と連携をとります。

《営業日及び営業時間》

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りです。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。日曜日及び12月31日～1月3日までを除く（但し医療管理の必要な利用者及び特別指示書対応の利用者は対応する）
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
土曜日は8時15分から12時15分までとする。
- (3) 電話などにより24時間常時連絡対応が可能な体制とする

《指定訪問看護の内容》

指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 病状・障害の観察 | (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話 | (4) 褥瘡の予防・処置 |
| (5) リハビリテーション | (6) 療養生活や介護方法の指導 |
| (7) 認知症患者の観察 | (8) その他医師の指示による医療処置 |
| (9) カテーテル等の管理 | (10) 服薬管理（残薬管理も含む） |

《通常の事業の実施地域》

通常の事業の実施地域は、霧島市・湧水町・都城市です。

《利用料金》

(1)基本料金

サービスの内容	所要時間	利用料 (円)	利用者負担額 (円)
基本料金：1回当たり	20分未満	3,140	314
	30分未満	4,710	471
	30分～60分未満	8,230	823
	60分～90分未満	11,280	1,128
夜間・早朝料金 午後6時～10時、午前6時～8時の間に開始		25%増	25%増
深夜料金 午後10時～午前6時の間に開始 所要時間30分未満 30分以上1時間未満		50%増	50%増

*ただし准看護師の訪問時は基本訪問料金の90/100となります。

(2) 緊急時訪問看護加算

当事業所は24時間連絡対応体制となっております。1ヵ月当たり5,740円(利用者負担574円)で緊急時訪問を利用することができます。同意があれば算定いたします。

訪問した場合は所要時間に応じた所定単位数を算定します。

(3) 特別管理加算

①特別管理加算(I) 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用状態である方は500単位/月 500円加算することがあります。

②特別管理加算(II) 在宅酸素指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥創状態である方は250単位/月 250円加算することがあります。

(4) ターミナル加算を行なった場合は、25,000円(利用者負担2,500円)を加算することがあります。

(5) 特別地域加算として基本単位数、夜間早朝、深夜加算、複数名加算、長時間訪問看護加算に対して15%を加算いたします。

(6) 訪問看護サービス提供体制加算1回につき30円で(利用者負担3円)を算定いたします。

(7) 退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院もしくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合退院又は退所後の初回の訪問看護の際に1回(特別な管理を要する者である場合、2

回)に限り算定いたします。

(8) 初回加算 (I) (II)

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合。

- ・退院日から訪問看護を行った場合 (初回加算 I 350円/月)
- ・初回の訪問看護を行った場合に (初回加算 II 300円/月) で算定します。

(9) 介護職員等処遇改善加算 (総単位数に 1.8% 上乘せ)

(10) 死亡確認後、死後の処置を実施した場合は自費 5000円を徴収いたします。

《緊急時における対応方法》

訪問看護師は訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて緊急応急の手当てを行なうとおもに、すみやかに主治医に連絡し、適切な処置をおこないます。

《その他の運営についての留意事項》

(1) 苦情処理

提供したサービスの内容に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、次のとおり

担当者を配置しています。

担当者 (管理者) 牧之段みどり 【連絡先】 訪問看護ステーションあんしん

電話 0995-57-3337

【市町村連絡先】

鹿児島県介護国保課	099-286-2689
鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護相談室	099-213-5122
鹿児島始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課	0995-44-7954
霧島総合支所	0995-57-1111
牧園総合支所	0995-76-1111
都城市役所 介護高齢課	0986-23-2114
国分市福祉事務所 介護保険係	0995-45-5111
曾於市財部支所 保健福祉係	0986-72-1111
霧島市福祉事務所 介護保険係	0995-45-5111

(2) 秘密保持

従業者は、業務上知り得た利用者又その家族の秘密を保持します。従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持いたします。

(3) 情報提供

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整などにおいて必要となります。予め同意を得ます。

(4) 利用者求めに応じて、サービス提供記録を開示します。

《事故発生時の対応》

(1) 本事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(2) 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

(3) 本事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(4) 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

《虐待防止に関する事項》

虐待発生又は再発を予防するために虐待防止指針を整備し、法人内及び事業所内で定期的に研修を行います。又利用者に対する虐待防止の為の措置を適切に実施するための担当者を置きます。利用者に対する虐待を発見した場合には、市町村へ速やかに報告する等虐待問題解決への迅速かつ適切な対応に努めます。

《業務継続計画策定》

感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供が継続的に実施できるための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていきます。従業員に対して業務計画について周知し必要な研修や訓練を実施し必要に応じて業務継続計画の変更を行っていきます。

《ハラスメントの防止》

事業所は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を 超える下記の行為は組織として許容しません。

① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為

③ 性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 上記は、当該法人職

員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

訪問看護ステーションあんしんの指定訪問看護事業について当該文書により説明を受けました。

なお上記の内容に同意いたします。

訪問看護ステーションあんしん利用同意契約書

指定訪問看護サービス事業所「訪問看護ステーションあんしん」の訪問看護サービスを利用するにあたり、運営規定および重要事項の説明を担当者から受け情報提供の開示を含め、これらを十分に理解し、訪問看護サービスを受けることに同意します。

- | | | |
|-------------|---------------|----------------|
| 1 サービス内容 | 6 個人情報 | 11 特別管理加算 I・II |
| 2 利用料金 | 7 サービス提供記録の開示 | 12 介護職員等処遇改善加算 |
| 3 緊急時訪問看護加算 | 8 サービス提供体制加算 | |
| 4 ターミナル加算 | 9 退院時共同指導加算 | |
| 5 特別地域加算 | 10 初回加算 I・II | |

*上記加算について同意いたします。

利用者 住所 _____ 電話 _____

氏名 _____ 印 _____
(代筆者 氏名 _____) (続柄 _____) 理由～

家族 住所 _____ 電話 _____

氏名 _____ 印 _____

訪問看護ステーションあんしん

代表者 杉安 浩一郎殿 令和 年 月 日

指定訪問看護サービス事業所「訪問看護ステーションあんしん」利用提供にあたり、運営規定および重要事項の内容に関して、担当者が説明をいたしました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業所 鹿児島県霧島市霧島田口2143番地 電話0995-57-3337

(名称) 訪問看護ステーションあんしん

説明者 _____ 印 説明者職種 _____

(付則) 令和3年4月1日診療報酬改定に伴い一部改定する。

令和5年3月25日住所変更により一部変更する。

令和6年4月1日一部改定・追加する。

令和6年6月1日一部改定・追加する。

令和6年10月1日一部追加する。

令和6年12月1日一部追加する。

令和8年6月1日 一部追加する。

重要事項説明書（予防介護）

指定介護予防サービス事業所

訪問看護ステーションあんしん

介護予防訪問看護重要事項説明書

事業所の目的

訪問看護ステーションあんしんは要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要性を認めた高齢者に対し、指定訪問看護を提供いたします。

《運営の方針》

- (1) 事業所の訪問看護師等は要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援させていただきます。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

《職員の職種、員数及び職務内容》

指定訪問看護に従事する訪問看護師職種、員数及び職務内容は次のとおりといたします。

管理者 1名 看護師（准看護師含む） 2名以上

訪問看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、主治医との連携を図ります。

《営業日及び営業時間》

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りです。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。日曜日及び12月31日～1月3日までを除く（但し医療管理の必要な利用者及び特別指示書対応の利用者は対応する）
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
土曜日は8時15分から12時15分までとする。
- (3) 電話などにより24時間常時連絡対応が可能な体制とする

《指定訪問看護の内容》

指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) 認知症患者の観察
- (8) その他医師の指示による医療処置
- (9) カテーテル等の管理
- (10) 服薬管理（残薬管理も含む）

《通常の事業の実施地域》

通常の事業の実施地域は、霧島市・湧水町・都城市です。

《緊急時における対応方法》

訪問看護師等は訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて緊急応急の手当てを行うとともに、すみやかに主治医に連絡し、適切な処置をおこないます。

《利用料金》

(1) 基本料金

サービスの内容	所要時間	利用料 (円)	利用者負担 (円)
基本料金；1回当たり	20分未満	3,030	303
	30分未満	4,510	451
	30分～60分未満	7,940	794
	60分～90分未満	10,900	1,090
夜間・早朝料金 午後6時～10時 午前6時～8時の間に開始		25%増	25%増
深夜料金 午後10時～午前6時の間に開始 所要時間30分未満 30分以上1時間未満		50%増	50%増
*ただし准看護師の訪問時は基本訪問料金の90/100となります。			

(2) 緊急時訪問看護加算

当事業所は24時間連絡対応体制となっております。1ヵ月当たり5,740円(利用者負担574円)で緊急時訪問を利用することができます。同意があれば算定いたします。

訪問した場合は所要時間に応じた所定単位数を算定します。

(3) 特別管理加算

- ①特別管理加算(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用状態である方は500単位/月 500円加算することがあります。
- ②特別管理加算(Ⅱ) 在宅酸素指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥創の状態である方は250単位/月 250円を加算することがあります。

- (4) ターミナル加算を行なった場合は、20,000円(利用者負担2,000円)を加算することができます。
- (5) 特別地域加算として基本単位数、夜間早朝、深夜加算、複数名加算、長時間訪問看護加算に対して15%を加算いたします。
- (6) 訪問看護サービス提供体制加算1回につき30円(利用者負担3円)算定いたします。
- (7) 退院時共同指導加算
病院、診療所又は介護老人保健施設に入院もしくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合退院又は退所後の初回の訪問看護の際に1回(特別な管理を要する者である場合、2回)に限り算定いたします。
- (8) 初回加算
新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合
- ・退院日から訪問看護を行った場合(初回加算Ⅰ 350円/月)
 - ・初回の訪問看護を行った場合に(初回加算Ⅱ 300円/月)で算定します。
- (9) 介護職員等処遇改善加算(総単位数に1.8%上乘せ)
- (10) 死亡確認後、死後の処置を実施した場合は自費5000円を徴収いたします。

《その他の運営についての留意事項》

(1) 苦情処理

提供したサービスの内容に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、次のとおり

担当者を配置しています。

担当者(管理者) 牧之段みどり 【連絡先】 訪問看護ステーションあんしん
0995-57-3337

【市町村連絡先】

鹿児島県介護国保課	099-286-2687
鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護相談室	099-213-5122
鹿児島始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課	0995-44-7954
霧島総合支所	0995-57-1111
牧園総合支所	0995-76-1111
都城市役所 介護高齢課	0986-23-2114
霧島市福祉事務所 介護保険課	0995-45-5111
曾於市財部支所 保険福祉課 介護保険課	0986-72-1111

(2) 秘密保持

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。従業者であつ

た者に、業務上知り得た利用者又家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持いたします。

(3) 情報提供

利用者ための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連携調整などにおいて必要ですので予め同意を得ます。

(4) 利用者求めに応じて、サービス提供記録を開示します。

《事故発生時の対応》

- (1) 本事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- (3) 本事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- (4) 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

《虐待防止に関する事項》

虐待発生又は再発を予防するために虐待防止指針を整備し、法人内及び事業所内で定期的に研修を行います。又利用者に対する虐待防止の為の措置を適切に実施するための担当者を置きます。利用者に対する虐待を発見した場合には、市町村へ速やかに報告する等虐待問題解決への迅速かつ適切な対応に努めます。

《業務継続計画策定》

感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供が継続的に実施できるための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていきます。従業員に対して業務計画について周知し必要な研修や訓練を実施し必要に応じて業務継続計画の変更を行っていきます。

《ハラスメントの防止》

事業所は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (2) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を 超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
 - ③ 性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討します。
 - (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
 - (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

訪問看護ステーションあんしんの指定訪問看護事業について当該文書により説明を受けました。なお上記の内容に同意いたします。

訪問看護ステーションあんしん利用同意契約書

指定介護予防サービス訪問看護事業所（訪問看護ステーションあんしん）の訪問看護サービスを利用するにあたり、運営規定および重要事項の説明を担当者から受け情報提供の開示を含め、これらを十分に理解し、看護サービスをうけることに同意します。

- | | | |
|----------------|---------------------|-----------------|
| 1) サービス内容 | 6) 個人情報 | 11) 特別管理加算 |
| 2) 利用料金 | 7) サービス提供記録の開示 | 12) 介護職員等処遇改善加算 |
| 3) 予防緊急時訪問看護加算 | 8) 予防訪問看護サービス提供体制加算 | |
| 4) ターミナル加算 | 9) 退院時共同指導加算 | |
| 5) 特別地域加算 | 10) 初回加算 | I. II |

*加算について同意いたします。

ご利用者 住所 電話

氏名 印
(代筆者 氏名) (続柄) 理由～

ご家族 住所 電話

氏名 印

訪問看護ステーションあんしん

代表者 杉安浩一郎殿 令和 年 月 日

指定介護予防サービス事業所（訪問看護ステーションあんしん）利用提供にあたり、運営規定および重要事項の内容に関して、担当者が説明をしました。

説明日 令和 年 月 日

事業所 鹿児島県霧島市霧島田口2143番地 電話 0995-57-3337

(名称) 訪問看護ステーションあんしん

説明者 印 説明者職種

(付則) 令和3年4月1日診療報酬改定に伴い一部改定する。

令和5年3月25日住所変更により一部変更する。

令和6年4月1日一部改定・追加する。

令和6年6月1日一部改定・追加する。

令和6年10月1日一部追加する。

令和6年12月1日一部追加する。

令和8年6月1日一部追加する。

重要事項説明書

医療法人財団浩誠会

訪問看護ステーション あんしん

医療法人財団浩誠会訪問看護ステーションあんしん

指定訪問看護重要事項説明書（医療保険）

第1条（事業の目的）

医療法人浩誠会訪問看護ステーションあんしんは、要介護者等以外のものに対する訪問看護、要介護者等に対する訪問看護のうち急性増悪時、神経難病、癌末期等に対する訪問看護、在宅療養者に対し適正な指定訪問看護を提供することにより福祉医療、地域医療の向上を図ることとする。

第2条（運営方針）

ステーションの運営にあたっては、在宅療養中の利用者及び家族（介護者）とともに療養計画を立て、介護に必要な技術を指導するとともに、市町村自治体並びに保険・医療・福祉サービス関係機関との連携を密にし、複合型の在宅療養生活支援体制を確立し利用者の方が安心して療養を継続できるよう環境整備を行う。

第3条（事業所の名称）

名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションあんしん
- (2) 所在地 鹿児島県霧島市霧島田口2143番地
- (3) TEL 0995-57-3337 携帯090-8390-0719

第4条（職員の職種と員数）

従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
 - ①管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供にあたる。
 - ②全職員を管理し、設備及び備品の保全、衛生管理に努める。
 - ③常に利用者の状況を把握し、適切な訪問看護が提供されるよう主治医並びに関係機関との連絡を密に行う。
- (2) 訪問看護師・准看護師 3名以上（常勤1人以上、管理者を含む）

第5条（営業日及び営業時間）

ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。日曜日及び12月31日～1月3日までを除く（但し医療管理の必要な利用者及び特別指示書対応の利用者は対応する）

- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
土曜日は8時15分から12時15分までとする。
- (3) 電話などにより24時間常時連絡対応が可能な体制とする

第6条（訪問看護サービスの提供方法）

- (1) 受付：①かかりつけの医師または市町村等の要請をうけた場合主治医から訪問看護指示書を受ける。
②利用者及び家族に対して、利用方法、サービスの内容を充分説明し、同意を得た上で訪問看護を開始する。
- (2) 訪問看護サービスの提供：指定訪問看護は文書による主治医の指示に基づき、訪問看護計画書を作成するとともに、訪問看護計画書の主要な事項について利用者又はその家族に説明し、適切な看護を提供する。看護師は、訪問看護報告書を作成し、訪問日、提供した看護内容等を記載する。

（訪問看護の内容）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 症状の観察 | ② 入浴介助、及び身体の清潔の介助 |
| ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 | ④ 褥瘡の予防・処置等 |
| ⑤ リハビリテーション | ⑥ 家族の介護指導 |
| ⑦ カテーテルの管理 | ⑧ ターミナル看護 |
| ⑨ 服薬管理（服薬指導、残薬管理） | |

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、霧島市・湧水町・都城市とする。

第8条（利用料その他）

指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生大臣の定める基準によるものとし当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その規定の割合の額とする。

2、訪問看護サービス開始にあたり、あらかじめ利用者及び家族に対し、利用料の内容および金額を充分説明し、了解の上訪問看護を行う。

第9条（緊急時の対応方法）

看護師は訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

第10条（その他運営に関する留意事項）

1、ステーションは、利用者に対し適切な訪問看護サービスが出来るよう職員の勤務体制を定めるとともに、職員の質の向上を図るための研修会の機会を設け、業務体制を整備

する。

- 2、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3、従業者であつた者に、従業者でなくなった後においても業務上知り得た利用ものは又は家族の秘密を保持すべき旨に従業者と雇用契約の内容とする。
- 4、提供した事業の内容に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため次の通り担当者を配置しております。

担当者（管理者） 牧之段みどり

訪問看護ステーションあんしん 【連絡先】 0995-57-3337

【市町村連絡先】

鹿児島県介護国保課	099-286-2687
鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護相談室	099-213-5122
鹿児島始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課	0995-44-7954
霧島総合支所	0995-57-1111
牧園総合支所	0995-76-1111
都城市役所 介護高齢課	0986-23-2114
霧島市福祉事務所 介護保険課	0995-45-5111
曾於市財部支所 保険福祉課 介護保険課	0986-72-1111

(2) 秘密保持

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持いたします。

(3) 情報提供

入退院時必要な情報を関連の医療機関や必要時は居宅介護支援事業所等に連携を図る為情報を提供させて頂くことがありますので予め同意を得ます。

- (3) 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。

《事故発生時の対応》

(1) 本事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(2) 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

(3) 本事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(4) 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

《虐待防止に関する事項》

虐待発生又は再発を予防するために虐待防止指針を整備し、法人内及び事業所内で定期的に研修を行います。又利用者に対する虐待防止の為の措置を適切に実施するための担当者を置きます。利用者に対する虐待を発見した場合には、市町村へ速やかに報告する等虐待問題解決への迅速かつ適切な対応に努めます。

《業務継続計画策定》

感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供が継続的に実施できるための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていきます。従業員に対して業務計画について周知し必要な研修や訓練を実施し必要に応じて業務継続計画の変更を行っていきます。

《ハラスメントの防止》

事業所は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (3) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を 超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
 - ③ 性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防 止委員会により、再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、 利用契約の解約等の措置を講じます。

(利用料金表)

*医療保険負担金 1 割の場合

* 基本療養費

- ・ 看護師 週 3 日目まで 5 5 5 円 看護師 週 4 日目以降 6 5 5 円
- ・ 准看護師 週 3 日目まで 5 0 5 円 准看護師 週 4 日目以降 6 0 5 円

(但し訪問日数や同一建物に居住する利用者の人数で規定金額設定あり～詳細は当該者に別紙説明)

* 管理療養費

- ・ 1 日目 771 円
- ・ 2 日目以降
 - イ) 単一建物居住利用者が 20 人未満 301 円
 - ロ) 単一建物居住利用者が 20 人以上 50 人未満
 - (1) 月 15 日目まで 251 円
 - (2) 月 16 日目以降 24 日目まで 231 円
 - (3) 月 25 日目以降 221 円
 - ハ) 単一建物居住利用者が 20 人以上 50 人未満
 - (1) 月 15 日目まで 241 円
 - (2) 月 16 日目以降 24 日目まで 221 円
 - (3) 月 25 日目以降 201 円

* 難病等複数回訪問加算

- ・ 1 日に 2 回 4 5 0 円 ・ 1 日に 3 回以上 8 0 0 円

(但し訪問日数や同一建物に居住する利用者の人数で規定金額設定あり～詳細は当該者に別紙にて説明)

* 24 時間対応体制加算 652 円

* 特別管理加算 ・ 250 円 ・ 500 円 (重症)

* 複数名訪問看護加算 ・ 週に 1 回 (看護師同伴) 450 円 (准看同伴) 380 円

(算定基準とした別表 7.別表 8 に該当する利用者。特別指示書での指定訪問看護を受けている等利用者等該当利用者に算定。同一建物居住者に当該加算等を算定している人数に応じて規定金額あり～詳細は当該者に別紙説明)

* 訪問看護ベースアップ評価料（1） 105円

* 訪問看護物価対応料（1日につき）

・ 訪問看護物価対応料 1 イ) 月の初日の訪問の場合 6円

ロ) 月の2回目以後の訪問の場合 2円

* 夜間・早朝訪問看護加算

・ 18時～22時 ・ 6時～8時

・ 土曜日 12:15～22:00

210円加算

* 深夜訪問看護加算

・ 深夜 22:00～6:00 における訪問看護

・ 休日における訪問看護

420円加算

訪問看護ステーションあんしん利用同意契約書

指定訪問看護サービス事業所（訪問看護ステーションあんしん）の訪問看護サービスを利用するにあたり、重要事項説明書、サービス内容、料金の内容の説明を担当者から受け、これらを十分に理解し訪問看護サービスを受けることに同意します。

*加算算定等に対して同意について

同意者名（ _____ ）（続柄 _____ ）

【利用者】 氏名 _____ 電話 _____

住所 _____

代筆者氏名 _____（続柄 _____）（理由～ _____）

【家族】 氏名 _____ 電話 _____

住所 _____

訪問看護ステーションあんしん

代表者 杉安浩一郎殿 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

指定訪問看護事業所（訪問看護ステーションあんしん）利用提供にあたり、運営規定および重要事項の内容に関して、担当者が説明をしました。

説明日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業所 鹿児島県霧島市霧島田口2143番地 電話 0995-57-3337

(名称) 訪問看護ステーションあんしん

説明者 _____ 説明者職種 _____

(付則) 令和5年3月24日事業所移転に伴い住所変更する

令和6年4月1日一部改定・追加する

令和6年6月1日一部改定

令和6年7月1日一部改定

令和6年12月1日一部追加

令和8年6月1日一部改定